

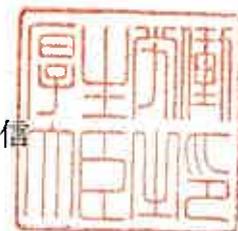
厚生労働省発基安1119第1号

令和元年11月19日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案要綱

第一 電離放射線障害防止規則の一部改正

一 事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならないものとする。

二 放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するために適切と認められるものについて行うものとする。

三 事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受けた等価線量にあつては、三月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計を、遅滞なく算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならないものとする。

四 様式について、所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、令和三年四月一日から施行することとする。
- 二 事業者は、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間、放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなお眼の水晶体に受ける等価線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えるおそれのある医師であつて、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの（以下「経過措置対象医師」という。）について、第一の適用は、その眼の水晶体に受ける等価線量が、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならないものとする。
- 三 事業者は、令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、経過措置対象医師について、第一の適用は、その眼の水晶体に受ける等価線量が、三年間につき六十ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならないものとする。